

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織 ● 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ● 会社以外の法人 財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等	① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人
	会社				法人
7 法人番号 ● 指定されている法人番号13桁を記入してください。 不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)により確認できます。	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。
					法人番号なし □

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表ウェブサイト）により確認できます。
- 会社法人等番号（12桁）ではありません。
- マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

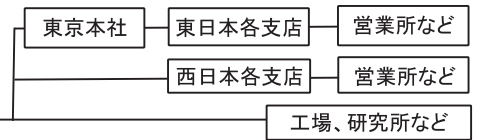
- 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。

2. 本所・本社・本店

- 他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
- 1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

- 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
- 下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数 本所・本社・本店のみ記入

<常用雇用者数>

- 支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外（現地法人は除く）に分けて記入してください。

<支所数>

- 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。

(3) 企業全体の主な事業の内容 本所・本社・本店のみ記入

- 2ページの「5この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。

(4) 本所の正式名称・所在地等 支所・支社・支店のみ記入

- 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
- 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」について
…6ページを参照してください。

- 「11 事業別売上（収入）金額」について
…7～10ページを参照してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等				
1) 単独事業所・本所・支所の別				
● ○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ● フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。				
① 単独事業所 他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。	② 本所・本社・本店 他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。	③ 支所・支社・支店 他の場所にある本所の統括を受けている事業所。		
(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数 ● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。 ● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	国内	海外 (現地法人は除く)	(4) 本所の正式名称・所在地等 ● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
	常用雇用者数	人		人
	支所数	事業所		事業所
	主な事業の内容			
(3) 企業全体の主な事業の内容 ● 『調査票の記入のしかた』20・21ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	生産品、取扱商品又は営業種目			
	①			
	②			
	③			
記入おわりです。				

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	① 税込み	② 税抜き
● 選択した記入方法を○で囲んでください。		
10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	
● 令和5年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間について記入してください）。(万円未満四捨五入)	① 売上（収入）金額 2 0 1 5 1 0,000	
● 6欄「経営組織」が「会社」で金融業、保険業の場合、又は「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入 ・「②費用総額」：経常費用を記入 ・「③うち売上原価」：記入不要 ・「主な費用項目」：各欄に記入	② 費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費) 1 8 4 0 2 0,000	
	③ うち売上原価 7 0 5 7 0,000	
	④ 給与総額 3 6 1 8 0,000	
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む) 4 9 0 0,000	
	⑥ 動産・不動産賃借料 5 6 2 0,000	
	⑦ 減価償却費 4 0 3 0,000	
	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く) 1 5 4 0,000	
	⑨ 主な費用項目	
11 事業別売上（収入）金額	売上（収入）金額 又は割合（％）	
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	
● 10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)	① 農業、林業、漁業の収入 0,000	
● 金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入 0,000	
● 6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額 0,000	
	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む) 0,000	
	⑤ 小売の商品販売額 0,000	
	⑥ 建設事業の収入(完成工事高) 0,000	
	⑦ 不動産事業の収入 2 0 0 0,000	
	⑧ 物品賃貸事業の収入 0,000	
	⑨ 飲食サービス事業の収入 0,000	
	⑩ 医療、福祉事業の収入 0,000	
	⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 0,000	
	⑫ 運輸、郵便事業の収入 1 9 9 0 0 0,000	
	⑬ 金融、保険事業の収入 0,000	
	⑭ 宿泊事業の収入 0,000	
	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入 0,000	
	⑯ 教育、学習支援事業の収入 0,000	
	⑰ 情報通信事業の収入 0,000	
	⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 0,000	
	⑲ 上記以外のサービス事業の収入 0,000	
	合 計	10欄①の売上（収入）金額 1 0 0 0

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

- 令和5年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※令和5年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。（各項目の内容は、下表を参照してください。）
- ※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項 目	会 社		会社以外の法人
	金融業、保険業以外	金融業、保険業	
①売上（収入）金額	・商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。	・経常収益を記入してください。	
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	・売上（収入）金額に対応する費用総額（ 売上原価＋販売費及び一般管理費 ）を記入してください。	・経常費用を記入してください。	
③うち売上原価	・費用総額の うち売上原価 について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	・記入不要です。	
主な費用項目	④給与総額	・売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。	
	⑤福利厚生費（退職金を含む）	・役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。	
	⑥動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。	
	⑦減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
	⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。	
		・収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。	
		・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。	
		・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。	

11 事業別売上（収入）金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満は四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、**5** 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**

- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入（動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業）
○農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む） ○農作物の害虫駆除 ○土地改良区の収入 ○畜産業でのきゅう肥による収入（堆きゅう肥加工を行っていない場合） ○農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど） ○林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産） ○林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など） ○水産動植物の養殖 ○漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託） ○自家栽培（取得）した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入 ×有機質肥料の製造 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業者が加工し出荷した場合 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 ×土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒「⑥建設事業の収入（完成工事高）」
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入（鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業）
○採掘・採石現場での破碎・粉砕 ○砂、砂利、玉石等を採取（採石）して販売する場合の収入 ×鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額（製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業）
○自己の製造した製品の他の企業への出荷額 ○自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額 ○他の企業から原材料の支給を受け加工した収入（加工賃収入） ○船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール（製造する設備・能力を有する場合）に関する収入 ○金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 ×機械等の据付工事（製造品に含まれない場合） ⇒ 「⑥建設事業の収入（完成工事高）」 ×仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 ×自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 ×仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒「⑤小売の商品販売額」 ×製造した商品（菓子、パン、建具、畳など）をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒「⑤小売の商品販売額」
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）（購入した商品を別の事業者の販売する事業）
○他の者から購入した（仕入れた）商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ※性質や形状を変えないもの：検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを除く ○他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ○仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ○パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額 ×製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額⇒「⑤小売の商品販売額」